

2012年12月20日

日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)

福 田 (03-3277-3768)

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~6-6~~7.6兆円程度、貸付残高の総額は2.5兆円程度を上限とする。

(2) 3. (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債 ~~3-9~~4.4兆円程度

ロ、国庫短期証券 ~~1-9.~~5.24.5兆円程度

ハ、  
ヘ、  
ヘ、  
ヘ、 } 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。